

## 障がいのある人もない人も暮らしやすい福岡市って？

朗読者 今村敦子

「福岡市 障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」。このような長い名前の条例が、福岡市にできました。障がい者が社会の一員として、自分の意思で社会のあらゆる活動に参加できることと、すべての人が人格と個性を尊重しあって共に生きることを目指しています。そして、これを実現するために、「合理的配慮」をすることが大事なんだということを示した、とても大切な条例です。でも、なんだか難しく、馴染みのない言葉のように感じるかもしれません。

たとえば、福岡市営地下鉄では、車いすを使用されている方からの申し出があれば、電車の乗り降りの際に、駅員によるサポートが行われます。また、視覚障がい者のために、天神駅と天神南駅の間は、駅員が付き添うサポートなども行っています。そういった合理的配慮があることで、障がいのある人も安心して仕事に行ったり、買い物をしたりすることができます。「障害」は、障がい者側の問題ではなくそれを障壁にしてしまう社会の問題なのです。それらを一つずつ見つけて取り除いていこう、というのが「合理的配慮」なのです。

福岡市は、障がいのある人もない人も誰もが望むままに社会参加し、個人として尊重される社会の実現を目指すという「決意」を示したのです。

皆さんの身近に、誰かにとっての障壁はありませんか？建物の段差、障がい者のための駐車スペースに停まった健常者の車、点字ブロックを塞ぐ自転車など：そして差別という心理的バリア：障壁も様々です。

25 みんなが平等に暮らすために、あなたの周りの「合理的配慮」考えてみませんか？